

清 監 第 27 号
令和 4 年 8 月 26 日

清水町長 関 義弘 様
清水町議会議長 松浦 俊介 様
清水町教育委員会教育長 朝倉 和也 様

清水町監査委員 鈴木 清文
同 石垣 雅雄

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、清水保育所、清水幼稚園、南保育所、清水西幼稚園、清水北幼稚園及び清水南幼稚園の定期監査を令和4年8月18日から19日まで実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和4年度定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査

2 監査の期日及び対象

令和4年8月18日 清水保育所、清水幼稚園、南保育所

令和4年8月19日 清水西幼稚園、清水北幼稚園、清水南幼稚園

3 監査の範囲

令和4年7月末日までの町立保育所及び町立幼稚園の財務に関する事務の執行が適正・適切に行われているかについて監査を行った。

4 監査の方法

こども未来課、町立保育所及び町立幼稚園から提出された定期監査調書及び提示資料並びに関係書類等に基づき、こども未来課の課長及び課長補佐からヒアリングを行った後、各所長（各園長）より説明を受け、書類等の突合その他通常実施すべき監査を実施した。

5 監査の結果

町立保育所及び町立幼稚園における財務に関する事務は、関係法令、財務規則に準拠して適正に執行されているものと認められた。

また、事務事業の管理状況については、一部の改善すべき事務について指摘したが、概ね適正に執行されているものと認められた。

今後は、次の指摘事項等の改善を図り、健全な財政運営、効率的な行政経営に継続して努められたい。

なお、全国的な少子化の影響はもとより、保育所のニーズの高まりもあって、当町の公立幼稚園の運営は正念場にある。特に清水幼稚園では現在、園児数が定員120人の4割に満たず、正規職員も園長を含め4人しか配置されていないため、児童の集団生活の維持という面はもちろん、防犯・防災という側面からも喫緊の課題となっている。将来的な公立幼稚園の統廃合、あるいは認定こども園化等、公立保育所を含めた再編の検討について、これまでも決算等意見書などを通じ、再三にわたり指摘してきたが、少なくとも町として明確な方針を示すことができるまでの間、特に清水幼稚園の効率的な利活用に重点を置き、柔軟な発想を持って多角的に検討を進めていくよう要望する。

(1) 出勤簿について

出勤簿の年休、週振（週休の振替）等の時間休の際に、記載漏れが見られるので記載すること。

(2) 休暇処理簿について

ア 申請済（請求済）の休暇を事情により取り消す場合、申請簿（請求簿）における該当行の全てに二重取消線を引くこと。

イ 幼稚園長に、休暇取得が少ない者がみられるので、計画的な取得に努めること。

(3) 時間外勤務命令簿について

特に問題なし。

(4) 備品管理について

特に問題なし。

(5) 延長保育料などの現金の取扱いについて

保育所における延長保育利用料、また、幼稚園における預かり保育利用料などは、現場で保育士や教諭が保護者等から直接現金を預かり、当該施設長の責任のもとで管理する金庫を施錠し保管しているが、長たる者が不在の場合の取扱いに課題がみられるので、これを明文化するなどして徹底を図ること。

(6) 外国籍の園児への対応について

外国籍の幼児の在籍については、以前から特に西幼稚園で目立っていたが、現時点で全園児数71人の約3割に至るほど多く、現場の負担はかつてなく増大しており、看過できる状況にない。

よって、西幼稚園に汎用型の音声通訳機（情報端末）を導入するとともに、複数台の通訳機を効率的に利用するためのWi-Fiルーターを備えるなど、可能な限り早期に、外国籍の幼児の保護者等との意思疎通を円滑に図ることができるよう、対応を進められたい。

(7) 園庭の芝の管理について

幼稚園の園庭について、公益財団法人静岡県グリーンバンクの協力のもと、芝生化が実現した背景を踏まえると、保護者や地元の区がボランティアで芝の保全を行っている北幼稚園における管理の形態が望ましく、他の園もこれを模範にしながら、こども未来課と連携し適切な管理に努められたい。

(8) 施設について

老朽化等により、複数の施設で空調設備の機能低下がみられるが、特に調理室について、細菌やウイルスの繁殖防止という面はもとより、従事する調理師の健康管理という観点から、適切な改修等に努められたい。

(9) 防災対策について

コロナ禍にあって、防災訓練等の回数や内容に一定の制限が生じているが、その他は特に問題なし。